

## 地方自治の充実に向けた憲法改正についての提案

憲法改正についての議論を進めるに当たっては、「基本的人権の尊重」及び「国民主権」と並んで、これらの原理を実質的に保障するための「地方自治の保障・地方分権の確立」を基本原理に加えることが不可欠である。

このためには住民の自己決定権に基づく真の国民主権を実現し、基本的人権がよりよく保障される社会を構築するための規定についての議論が重要である。

よって、全国知事会として、憲法改正を行う場合には、特に下記の事項が盛り込まれるよう提案する。

### 記

#### 1 前文

我が国の基本理念を宣言する憲法前文において、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義とともに、国民主権をより充実するものとして「地方自治を保障し、地方分権の確立を目指す」ことを国家の目標として宣言すること。

#### 2 地方自治の基本原則

憲法第92条に規定されている「地方自治の本旨」という表現は抽象的で分かりにくく、地方自治の侵害を防ぐための明確な解釈基準としては不十分な規定であるので、地方自治の基本原則である住民自治及びそれを制度的に保障する団体自治を具体的権利として憲法上明記すること。

#### 3 国と地方の役割分担

国は、外交や防衛、金融政策など国が本来果たすべき役割のみを担い、その他の行政は原則として地方自治体が担うという国と地方の役割分担を明記すること。

また、地方自治体にあっては、地域住民に密接な行政はまず基礎自治体が担い、広域自治体が広域的な行政を担うとともに基礎自治体を適切に補完すべきことなどの役割分担を明記すること。

#### 4 地方自治体の種類

基礎自治体が地域住民により密接な行政を担い、広域自治体が広域的な行政を担うとともに基礎自治体を適切に補完する仕組みは、住民自治を拡

大し、団体自治を保障するという観点から不可欠であるので、憲法上、基礎自治体と広域自治体がいずれも地方自治体として構成されることを明記すること。

## **5 議事機関及び執行機関**

地方分権の確立には、首長の強いリーダーシップとともに、住民の直接公選により選ばれたという正当性が果たす役割が大きいため、地方自治体の長及び議員の選出方法は、最も民主的な方法である直接選挙を原則とすること。

## **6 立法に関する規定**

地方自治体の条例制定権を拡充・強化するとともに、地方に関わる国の法令については基本的な事項を定めるにとどめ、国と地方自治体の適切な役割分担を損なうような関与、とりわけ地方自治体固有の事務である自治事務にまで及ぶ法令の関与などは行わないことを併せて明記すること。

## **7 財政に関する規定**

地方自治を実質的に保障するためには、地方自治体の財政面での自主性、自立性の確保が不可欠であることから、地方自治体の財政自主権の保障(固有財源総額の保障、課税自主権の保障、財政調整制度、国と地方の役割分担に応じた財政規律の堅持等)を明記すること。

## **8 国政への参加手続**

真の国民主権を実現し、地方自治を実質的に保障するため、国と地方の協議手続などの仕組みの導入について検討を進め、地方の意見が国の立法過程に反映されるような仕組みを設けること。

## **9 地方自治特別法にかかる住民投票**

国の立法的な関与を防ぎ、地方自治を手続的に保障する機能を持つ憲法第95条が現状のように形骸化することがないように、特定の地方自治体の権利義務の特例を定める法律(地方自治特別法)は、確実に住民投票に付す規定とすること。

平成18年6月16日

全 国 知 事 会